

# 研究支援センターニューズレター

No.4

[https://www.univ.gakushuin.ac.jp/research\\_support/](https://www.univ.gakushuin.ac.jp/research_support/)

2026年2月

## 「査読不正」にご注意ください！

特定不正行為（捏造・改ざん・盗用）には含まれないものの、重大な研究不正行為として二重投稿、サラミ出版、不適切なオーサーシップがあります。また下記のような「査読不正」もありますので、論文の投稿や査読の際にはご注意ください。

### < 査読不正の例 >

#### ・投稿者による査読者へのなりすまし

投稿者が査読者になりすまし、有利な審査結果を出す。



#### ・ゲスト編集者制度を利用した査読偽装

ゲスト編集者が権限を濫用し、特定の研究者に不当に甘い査読を行う。

#### ・互助会的グループによる査読偽装

小規模学会において査読者推薦制度で互いを推薦し合い、不当に甘い査読を行う。

#### ・個人的な連携による査読偽装

同一学会に所属する投稿者と査読者が連携して行う査読偽装。

#### ・査読者による査読・改訂サイクルへの遅延行為

査読者が査読遅延等の投稿妨害行為をし、投稿者のライバル研究者に便宜を図る。

#### ・査読者による情報漏洩・盗用

査読者の守秘義務違反と盗用行為。専門が近い、すなわち競争相手であるからこそ起こる研究不正。

#### ・編集者による査読プロセスの不適切な管理

査読者の問題行動等に対して故意に対応しない。

#### ・捕食出版（ハゲタカジャーナル）や論文工場（ペーパーミル、論文偽造ビジネス）

掲載費用を目的に実質的には査読を行わず質の低い論文も公開する学術誌がある。また、研究業績を欲する研究者に対して架空の研究成果による学術論文を作成する論文偽造ビジネスもあり、生成AIの登場により、さらに巧妙な偽造論文が作成される可能性がある。

※詳細は下記資料でご確認いただけます

日本学術会議「回答 論文の査読に関する審議について」

<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-k353.pdf>

## 他機関で発生した不正事案について



文部科学省のホームページでは、研究活動における不正行為等が公開されています。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360484.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360484.htm)

ここに公開されている情報の内の1件をご紹介します。

不正の種別	二重投稿
不正が行われた年度	2020年発行の学術書籍
不正に関与した研究者数	1人

認定理由	<p>当該教員は学術誌へ投稿した先行論文と実質的に同じ論文を、同一の内容であることを認識しながらも引用・転載の記載を明確に付さず、出版書籍に掲載する原稿として編者へ提出し、その後の出版物刊行の過程で先行論文と同一の論文であることが付記されているかの確認を行わなかったため、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる二重投稿を認定した。</p>
発生要因	<p>二重投稿を認定した論文が掲載された書籍は、最新の研究成果を求めるものでなく、複数の研究者が執筆し、学部生・大学院生等の初学者向けのテキストとして企画されており、最新の研究成果でなくてもよいとの認識から、当該教員自身が投稿を予定している学術雑誌へ提出した論文を、書籍の原稿として提出したことに起因している。</p> <p>しかしながら、当該書籍は、あとがきの内容や、特定の講義の受講者のみが購入できるなどの特別な事情があるものではないこと、明らかに初学者向けのテキストであるとわかるタイトルもつけられていないことなどから、広く一般に流通する書籍として研究者を読み手として想定した学術書の性質を持つ書籍であり、「研究成果の発表」にあたると判断される。</p> <p>当該教員は、大学が取り組む研究倫理教育を受講しており、二重投稿が不適切な行為であることを認識していたことはヒアリングにおいて発言しているが、当該書籍は、複数の著者により構成されるものであり、編者が全体の構成について責任を負っているため、引用・転載の記載は、あとがきなどにおいて編者または出版社の編集者が記載するものと認識していた。</p> <p>ヒアリング時に、当該教員は、書籍出版までの過程において同一論文が学術雑誌へ掲載されたことを編者に口頭で伝えたと発言しているが、学術雑誌へ投稿したものと同一の論文であることを明確に記さず、出版原稿の最終確認の段階においても既発表論文であることを自身の注釈や参考文献のなかで明確にしておらず、著者として、あとがきなど本全体の構成において転載のクレジットが付されているかの確認を怠ったことは、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったと言わざるを得ない。</p>